

大阪大学産業科学研究所共用スペース使用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学における施設の点検調査・評価等に関する実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、産業科学研究所における共用スペース（以下「共用スペース」という。）を研究目的に使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(共用スペースの範囲)

第2条 共用スペースは、大阪大学における施設の有効活用に関する規程第6条により、大阪大学施設マネジメント委員会（以下「マネジメント委員会」という。）で定められた範囲とする。

(共用スペースの使用資格)

第3条 共用スペースを使用することができる者は、原則として大阪大学に属する研究者のチーム（以下「研究チーム」という。）とする。

2 前項に規定する研究チームは、本学教員を代表者とし、本学学生を含むことができる。

(使用申請)

第4条 共用スペースの使用を希望する場合、前条第2項に規定する研究チームの代表者（以下「研究代表者」という。）は、「大阪大学産業科学研究所共用スペース使用計画書」（別紙様式1）に共用スペースの使用目的、使用者、使用期間等（以下「使用計画案」という。）を記載し、産業科学研究所長（以下「所長」という。）に使用申請するものとする。

(使用許可)

第5条 所長は、前条に規定する使用申請があったときは、産業科学研究所施設委員会（以下「委員会」という。）に諮り、委員会が適当と認めた使用計画案について、マネジメント委員会と協議するものとする。

2 マネジメント委員会から使用決定の通知があった場合、所長は研究代表者に「大阪大学産業科学研究所共用スペース使用許可書」（別紙様式2）を交付する。

3 第1項または前項において、共用スペース使用を認められなかった場合、所長は適宜の様式で研究代表者に通知する。

(使用許可の取消し)

第6条 所長は、使用者がこの内規及び使用許可条件に違反したときは、マネジメント委員会と協議の上、使用の許可を取消し、又は使用を停止することができる。

(使用期間等)

第7条 共用スペースを使用できる期間は、5年を限度とする。

2 研究代表者は、使用の許可を受けた後、使用期間を短縮し、又は使用を中止しようとするときは、事前に所長に届け出るものとする。

3 前項の届け出があったとき、所長は、マネジメント委員会に報告するものとする。

4 研究代表者は、使用期間が満了したとき、又は本条第2項に該当するときは、共用スペースを原状に回復の上、明け渡さなければならない。

(使用面積)

第8条 共用スペースの貸出し面積の上限は、1申請あたり100㎡を超えないものとする。

(損害の賠償等)

第9条 使用者は、施設、備品を常に善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

2 使用者は、故意又は重大な過失により、施設、備品を滅失又は棄損したときは、所長の指示に従って速やかにこれを原状に回復し、又は損害を賠償するものとする。

(使用者の遵守義務)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 別に定める額の使用負担金を負担すること。
- (3) 研究実施に係る光熱水料等は、使用者が負担すること。
- (4) 研究の遂行上、やむを得ず施設等に大幅な変更を加えるときは、所長の許可を得ること。
- (5) 前項の変更並びに復旧にかかる費用は、使用者が負担すること。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、共用スペースの使用に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成18年1月19日から施行する。

大阪大学産業科学研究所共用スペース使用計画書

大阪大学産業科学研究所長 殿

研究代表者

大阪大学産業科学研究所共用研究スペースの使用について下記のとおり申請します。

記

使 用 者 (団体の場合はその代表者)	所属部局・学科等		
	氏 名		
	連絡先	電話番号 F A X 番号 Eメール	
研 究 者	所 属		氏 名
研 究 テ ー マ (使 用 目 的)			
使 用 期 間			
使 用 時 間 帯			
使 用 頻 度			
備 考			

<p>研究の目的及び期待される成果</p>	
<p>研 究 計 画</p>	
<p>研 究 経 費 の 財 源</p>	

使 用 形 態	
常 駐 研 究 者 数	
使 用 予 定 光 熱 水 量	通常 最大
危険物等を使用する予定の有無 (有の場合はその種類振動・騒音・ 電氣的ノイズを発生する可能性 及び安全対策を記入のこと。)	

配置図（備品の配置を記入のこと。別図添付でも可）

（注）使用予定機器・備品及びその配置，希望場所，使用面積並びに間仕切り（費用は使用者負担）の必要性を記入のこと。

大阪大学産業科学研究所共用スペース使用許可書
殿

大阪大学産業科学研究所長 名

大阪大学産業科学研究所共用研究スペースの使用について下記のとおり許可します。

記

代 表 者	
研 究 テ ー マ (使用目的)	
研 究 概 要 配 置 図	別紙様式のとおり
使 用 面 積	
使 用 期 間	
使 用 許 可 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 使用にあたっては, 大阪大学産業科学研究所共用スペース使用内規を厳守すること。2 研究等に必要な機器類は, 使用者が準備すること。3 間仕切りを必要とする場合は, 使用者が設置すること。4 貸与した部屋の鍵は, 研究代表者が責任をもって管理すること。5 防災に万全の注意を払うこと。6 研究等の実施期間中は, 教員 1 人以上が常駐すること。